

アマチュア

提出日（郵送の場合は投函

日）を記載して下さい。

令和 5年 9月 25日

北海道総合通信局長（注1）殿

収入印紙は郵便局で購入できます。

収入証紙や郵便切手は貼らないで下さい。

収入印紙をはるところ

3,050円

（この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格A列4番の用紙にはってください。）

（必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入してください。）

アマチュア無線を 引き続き 運用したいので 申請します。

（無線局免許手続規則第16条第1項の規定により 無線局の再免許を受けたいので 第16条の3の規定により 添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。）

転居により無線局免許状に記載の住所から変更があった場合

は、再免許申請とあわせて「無線局変更申請書」により

住所変更の申請を行って下さい。

1 申請者（注2）

住所	〒（060-1000） 札幌市中央区×条×丁目×-×	
	国籍（外国人のみ記載）〔	
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ホッカイ タロウ 北海 太郎	社団局の場合は、社団局名及びその下に代表者名を記載して下さい。

2 電波法第5条に規定する欠格事由（注3）

電波法又は放送法に基づく処分歴等（法第5条第3項）	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
---------------------------	--

3 免許に関する事項

①	次のいずれかに該当する場合は「有」になります。	
②	・電波法または放送法に規定する罪を犯し、懲役、禁固または罰金の刑に処せられ、その	
③	執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない。	
④	・無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過していない。	
⑤	<input type="checkbox"/> 年 月 日まで（5年未満の希望する日）	
⑤ 備考		

4 電波利用料の前納（2年目以降の前払）（注5）

① 電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（毎年納付）
② 電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します（5年分納付）。 <input type="checkbox"/> 3年（4年分納付） <input type="checkbox"/> 2年（3年分納付） <input type="checkbox"/> 1年（2年分納付）

5 申請の内容に関する連絡先

氏名	フリガナ <input type="checkbox"/> 上記1と同じ	平日の日中に連絡可能な電話番号を記載して下さい。
電話番号	090-1234-5678	
電子メールアドレス	taro@xx.xx.jp	

【注意事項】

1. 申請期間について

再免許申請書の受付は、免許の有効期間の日の6か月前から1ヶ月前までです。（当日の消印有効）。

※免許の有効期間の日の1ヶ月前を過ぎた場合 → 開局申請になります。

2. 変更を伴う場合

再免許申請とは、当局に登録されている内容を継続して、免許するものです。

「住所が変わった（転居した）」、「送信機を増やした」など、登録されている内容と異なる場合には、再免許申請に先立ってまたは再免許申請と同時に変更申請書（届）の提出が必要になります。

3. 提出書類について

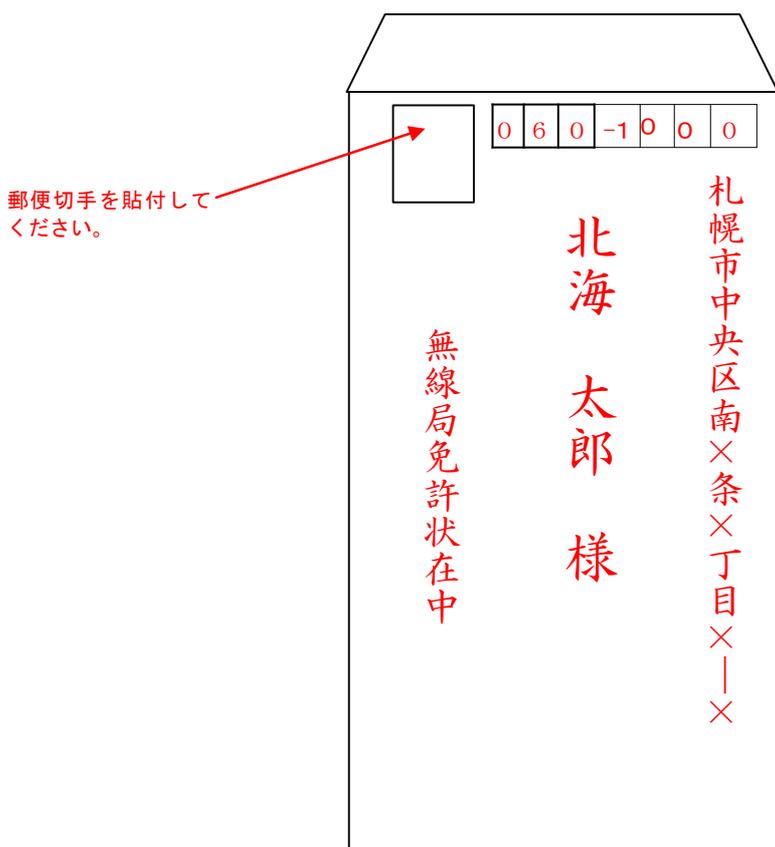
○再免許申請書 1枚

○返信用封筒（切手貼付）

※当局で免許状の受理を希望する場合は、返信用封筒は不要です。

※返信用封筒に記載の住所と申請書に記載の住所が異なる場合は、異なる理由を記載したメモ書きを申請書に添付してください。

<返信用封筒の記載例>



定型内封筒に当局で免許状を入れて送付する場合は、免許状の大きさはA5サイズ（縦約148mm×横約210mm。A4サイズの半分の大きさ）のため、免許状を折り曲げてお送りすることになります。

この折り曲げを避ける場合は、A5サイズ以上が入る大きさの封筒を提出してください。

【提出先】

〒060-8795

札幌市北区北8条西2丁目

北海道総合通信局

陸上課第一私設担当